第５章　第 10 期計画の施策の展開と目標の指標（案）

本計画の将来像「身近な地域で共にいきいきと安心・安全に暮らせるまち～ずっと吹田で、ずっと元気に～」をめざし、進めていく取組について、５つの基本目標ごとに施策展開の方向性や方策等を定めます。

第５章の構成等について

１　未来（2050 年）の吹田の理想像

「身近な地域で共にいきいきと安心・安全に暮らせるまち～ずっと吹田で、ずっと元気に～」を達成するため、本市に住む人たちやまちが 2050 年には「こんな姿になっている」という理想像（ロジックモデルの初期アウトカム）を基本目標ごとに掲げています。

２　理想像に近づくための施策の方向

理想像の実現に向け、基本目標ごとに「理想像に近づくための施策の方向」を設定しています。

３　施策の方向

「理想像に近づくための施策の方向」をより具体的に進めるため、基本目標ごとに本計画期間で取り組む方向を分野ごとに「施策の方向」として設定しています。

４　重点取組、担当部署、想定事業量

重点的に取り組むものには　重点取組　としています。

また、施策ごとの取組を主に進めていく室課（担当室課）を「担当」とし、担当室課が取組を進めていくにあたり、共に取り組んでいく室課（関連室課）を「関連」と表記しています。

想定事業量は、2025 年の実績をもとに今後３年間の事業量の見込を示しています。

５　未来（2050 年）を見据えた第 10 期計画の指標

計画の進捗を図るため、第 10 期計画期間における指標を設定しています。

基本目標１　生きがいと健康づくり・介護予防の推進

未来（2050 年）の吹田の理想像

① 高齢者自身が主体的に生きがいづくりを行っています
② 生涯学習活動に取り組む高齢者が増えています
③ 多様な地域活動を行うことにより、地域コミュニティの形成が図られています
④ 就労機会の確保ができています
⑤ 高齢者が自らの目的や体力等に応じたスポーツ活動に取り組んでいます
⑥ 健康づくりの推進が図られています
⑦ 介護予防に関心を持ち、介護予防事業に参加する市民が増えています
⑧ 元気なうちから主体的・継続的に介護予防に取り組んでいる市民が増えています
⑨ 効果的・効率的な介護予防事業が実施されています

理想像に近づくための施策の方向

施策の方向１　生きがいづくりの推進

▸高齢者がいきいきと暮らしていけるよう、高齢者が生きがいを持ってさまざまな活動に参加できるようにするとともに、就労の機会が確保できるよう支援します。

施策の方向２　生涯を通じた健康づくりの推進

▸高齢者が健やかに暮らし続けることができるよう、積極的な健康づくりを推進するとともに、健康診査や各種検診、口腔ケアなどを通じて高齢者自らが健康管理を行えるよう支援します。

施策の方向３　介護予防事業の充実

▸高齢者自らが自身の身体や心の状態を確認し、主体的・継続的に介護予防事業に参加できるよう、高齢者への意識啓発を図ります。
▸住民主体の介護予防活動を実施する団体を支援するとともに、地域で活動する介護予防推進員の養成を進めます。
▸介護予防に関する市域全体の課題を把握し、民間企業等と連携した効果的・効率的な介護予防事業となるよう充実を図ります。

施策の方向１　生きがいづくりの推進

施策の展開

（１）集いの場の充実【担当：高齢福祉室】

重点取組

ア高齢者が仲間づくりや世代間交流、健康増進等を行うことで、地域でつながりを作り、生きがいを持って暮らしていけるよう、高齢者生きがい活動センター及び高齢者いこいの家におけるサービス展開のほか、高齢者いこいの間の提供、ふれあい交流サロンの運営補助を実施します。

~~ア高齢者生きがい活動センター、高齢者いこいの家において、高齢者の生きがいづくり、世代間交流、健康増進等に寄与するサービスを展開します。~~

~~イ地域の高齢者の活動拠点である高齢者いこいの間について、引き続き周知に取り組みます。~~

ウ介護予防推進員養成講座受講者の更なる増加を目指すとともに、受講者に対し、ひろば de 体操等、集いの場活動での運営に協力を求めます。

エ~~地域型~~生活支援コーディネーターの活動により、地域活動やアクティブシニアの活躍の場の創出やマッチングのコーディネートに努めます。

~~オ気軽に利用できる世代間交流の場と高齢者の閉じこもり対策事業の実施拠点となるふれあい交流サロンについて、引き続き運営補助を行い、実施団体を支援します。~~

カ介護予防や生活支援等を必要とする高齢者に対し、介護予防サービス等を提供する街かどデイハウスについて、引き続き運営補助を行い、実施団体を支援します。

＜想定事業量＞

確認中				

（２）学習・社会参加の推進

【担当：地域経済振興室・高齢福祉室・まなびの支援課、関連：中央図書館】

ア趣味を通じた仲間づくりや、人生をより豊かにするための教養向上を図る場として、「生涯学習吹田市民大学」「地方公民館講座」「いきがい教室」を実施します。

イシルバー人材センターや JOB なびすいたと連携し、就労活動を通じた社会参加を推進します。

~~ア学びを通じてさまざまな生涯学習の契機となり、人生をより豊かにするための教養を深める「学びの場」として生涯学習吹田市民大学（大学連携講座）を実施します。~~

~~イ地区公民館において、防災、防犯やデジタルデバイドの解消につながるスマートフォンの使い方等、現代的課題の解決に取り組むための講座を実施します。~~

~~ウ趣味を通じ仲間づくりと教養の向上が図られるよう、市民ニーズに応じたいきがい教室を開催します。また、いきがい教室参加者に高齢クラブ活動への案内や OB 会の結成~~

~~を促進するなど、経験やネットワークを生かせる場づくりに取り組みます。~~

~~エ公益社団法人吹田市シルバー人材センターを通じて、高齢者の就業促進や機会創出、社会貢献等を進めます。~~

~~オ JOB ナビすいたにおいて求人企業と連携した求人受付・求職者とのマッチングやシニア世代向け就職面接会の開催に取り組むとともに、高齢者も就労可能な求人を取り扱う企業の開拓に努めます。~~

（３）地域活動参加への支援

【担当：高齢福祉室、関連：市民自治推進室・中央図書館】

重点取組

ア介護支援サポーターについて、登録者数、活動者数のさらなる増加を図るため、委託先の社会福祉法人吹田市社会福祉協議会と連携しながら、活動できる施設の開拓や受入施設への再度の制度周知、サポーターへのフォロー等必要な方策を検討します。

イアクティブシニアの活動のひとつとして、生活支援体制整備事業と連動した取組を進めます。

ウ一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会が、介護予防や高齢者相互の生活支援を行う地域福祉の担い手として、~~高齢者友愛訪問活動や~~生きがいづくり、健康づくり、社会奉仕等・事業を行えるよう支援します。

エ広域型及び地域型生活支援コーディネーターを中心に地域活動の場について市民に広く周知します。

~~オ高齢者生きがい活動センター、市立図書館、市民公益活動センター（ラコルタ）、ボランティアセンターなど、高齢者が多く利用する公共施設等との連携による多様な情報発信を進めます。~~

オ~~カ~~地域活動等に必要な場所を確保するため、介護保険サービス事業者や民間企業等の空きスペース活用を図ることができるよう、地域活動の規模や頻度などに応じた支援を行い、身近なところで気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。

施策の方向２　生涯を通じた健康づくりの推進

（１）生涯スポーツの推進【担当：文化スポーツ推進室、関連：まなびの支援課】

ア市民体育館での高齢者スポーツ教室をはじめとしたさまざまなプログラムの提供と、スポーツ施設の利用の促進に努めます。

イ「支えるスポーツ（人）」の取組の１つとして、加齢に伴う特性を理解し、運動方法などの正しい知識を身につけたスポーツの指導者を養成・育成します。

（２）健康づくりの推進

【担当：健康まちづくり室、関連：成人保健課・中央図書館】

重点取組

ア病気や障がいの有無にかかわらず全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせるよう個人の主体的な健康保持・増進へ支援し、社会全体で健康づくりを支える社会環境の充実を図り、健康に配慮した行動が日常生活の中にとけこむまちづくりを進めます。~~健康無関心層を含む全ての市民を対象に楽しみながら自然と健康になれるまちづくりや、市民の主体的な健康づくりを支える取組などによって、くらしにとけこむ健康づくりを推進します。~~

イ ICT や市民の健康医療情報を健康増進等に活用するデータヘルスの取組を進め、効果的・効率的な保健事業の展開をめざします。~~少子高齢化に伴う医療・介護保険サービスの担い手の減少が進む中で、ICT などの新しい技術や市民の健康医療情報を健康増進等に活用するデータヘルスの取組を進め、効果的・効率的な保健事業の展開や医療機関、介護事業者が、患者・利用者のニーズを踏まえた最適なサービスを提供できる環境整備を進めます。~~

ウ北大阪健康医療都市（健都）における産学官民の共創の取組にさらなる市民の参画を促すことで、研究・開発の成果を市民に還元するとともに、企業、研究機関といった多様な主体と連携し、健都で創出される健康づくりに関する新たな知見、サービス等を、市内全域への展開をめざします。~~北大阪健康医療都市（健都）に集積する民間企業や研究機関との連携により、健都ならではの健康づくりの知見を生み出すとともに、先駆的な取組の全市展開をめざします。~~

エ健康への「気づき」「学び」「楽しみ」をコンセプトに整備した健都レールサイド公園、健都ライブラリーを一体的に活用し、多様な健康づくりプログラムを提供します。

~~オ健都の健康・医療・介護・多世代交流をテーマとした高齢者向けウェルネス住宅において、整備・運営事業者が、自立層から要介護者まで、様々なライフスタイル・状態像の人が、健やかに安心して暮らせる住宅環境の整備を行うとともに、研究事業や実証事業等に希望する居住者が参画する仕組みの導入など、国立循環器病研究センターをはじめとする関係機関と連携した先進的な取組を進めます。~~

~~カ公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団と連携し、地域団体や事業者と協働した、市民による自主的な健康づくりを支援します。~~

重点取組

（３）生活習慣病対策の推進【担当：成人保健課~~→国民健康保険課~~】

ア国保健康診査（特定健康診査）やがん検診等の各種検（健）診について、SNS 等の~~新たな~~手法による効果的な受診勧奨を行い受診率の向上を図るとともに、特定保健指導の実施率の向上を図ります。

イライフステージを踏まえた健（検）診実施体制を継続するとともに、疾病予防、タバコ対策、若い世代からのフレイル予防等、青年期以降の健康づくりの情報提供や啓発を実施します。

ウ様々な機会に喫煙リスクの啓発と喫煙者へのアプローチを行います。

エ心不全対策、糖尿病性腎症重症化予防、高血圧・糖尿病治療中断者への支援等、健康課題である疾病予防対策を推進します。

（４）歯科口腔保健の推進【担当：高齢福祉室・成人保健課】

ア「吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりを推進し、オーラルフレイル予防についてより幅広い年代に一層の周知に取り組みます。また、若い世代から切れ目ない歯科健診を実施し、歯科健康診査の受診率向上を図ります。

イ口腔ケアセンターにおいて、歯科衛生士が市民からの相談に随時対応します。また、高齢者向けの教室などの実施から歯と口腔の健康づくりに努めるとともに、さまざまな機会をとらえ事業の周知を図ります。

ウ「お口元気アップ教室」や「口腔機能向上講演会」を、地域包括支援センターも含めた身近な地域で実施し、オーラルフレイル予防に取り組みます。~~身近な地域で多くの高齢者が参加できるよう実施体制を見直します。~~

エ「在宅要介護者・児訪問歯科健康診査事業」や口腔ケアセンターによる「介護職向け口腔ケア実践講座」等を通じ、要介護状態となった方の口腔ケアに関する支援の充実を図ります。

（５）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

重点取組

【担当：高齢福祉室・成人保健課・~~国民健康保険課~~　関連：健康まちづくり室、国民健康保険課】

ア若い世代からのフレイル予防に取り組みます。

イ高齢者の特性を踏まえた健康支援として、フレイル予防を推進し、75 歳で医療保険者が移行する後期高齢者への切れ目のない支援を行います。

ウ KDB データや高齢者の人口推移等から健康課題の分析や事業評価を実施し、課題に応じた事業を展開します。引き続き、関係機関と連携しながら、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が保健事業を実施します。

エ一定期間健診受診や医療機関受診等のない健康状態不明者へのアウトリーチ及びフレイルリスクの高い人への啓発活動、保健指導に取り組みます。

（６）その他疾病対策等【担当：高齢福祉室・地域保健課・環境政策室】

ア高齢者にかかる定期予防接種を市内協力医療機関にて実施するとともに、新規ワクチンの予防接種化等、国の動向に迅速に対応し発病や重症化の予防に努めます。また、デジタル化を推進し、受付・記入の負担軽減や接種履歴の管理向上により、高齢者の利便性と安全性の向上を図ります。~~高齢者のインフルエンザや肺炎球菌感染症の定期接種を市内の予防接種協力医療機関にて実施するとともに、新型コロナウイルス感染症については、定期予防接種化等、国の動向に迅速に対応し発病や重症化の予防に努めます。~~

イ高齢者の熱中症リスクが高いことから、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、効果的な熱中症予防に向けた啓発活動・情報発信に取り組みます。~~地球温暖化の進行に伴い、熱中症による救急搬送者数は増加傾向であり、その内、高齢者が４割以上を占めています。高齢者の熱中症リスクが高いことから、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、効果的な熱中症予防に向けた啓発活動・情報発信に取り組みます~~

施策の方向３　介護予防事業の充実

施策の展開

（１）介護予防の普及啓発の推進

【担当：高齢福祉室、関連：文化スポーツ推進室・成人保健課・まなびの支援課】　重点取組

ア市報やホームページ、SNS 等を活用し、介護予防に関する情報発信を積極的に行います。

イ自己管理・セルフマネジメントを高齢者自らが行うことができるよう、はつらつ元気手帳（介護予防手帳）の活用を促します。

ウはつらつ元気シート（基本チェックリスト）を活用できるよう、地域包括支援センターや介護予防推進員等と連携しながら普及・啓発に取り組みます。

エフレイル状態にある高齢者等、ハイリスク高齢者を早期に把握し、介護予防教室や講演会について、自身の身体や心の状態にあった事業に参加できるよう周知します。

オ多くの方が参加できるよう介護予防教室を身近な会場で展開します。

カ認知症の早期発見のため、さまざまな機会に認知症チェックリスト（簡易なチェックツール）や認知症ケアパスを積極的に活用します。~~多様な団体に取り組んでもらえるよう、吹田市オリジナル介護予防体操の普及を進めます。~~

（２）住民主体の介護予防活動支援の充実【担当：高齢福祉室】　重点取組

アひろばｄｅ体操について、各地域包括支援センターの圏域で２か所以上~~（最大３か所まで）~~実施できるよう支援するとともに、活動を継続できるよう支援します。

イいきいき百歳体操など、住民主体の介護予防活動の推進を図るため、新たな支援策を検討するとともに、活動を希望するグループに対し、おためし講座、活動支援講座を行うことにより、活動実施を支援します。

ウいきいき百歳体操を継続するグループに対し、~~医療~~専門職等の派遣によるフォロー講座の実施やモチベーションアップのための体力測定結果のフィードバック、グループ交流~~や表彰~~等による活動継続支援を行います。

エ介護予防推進員の養成を行うほか、介護予防教室や講演会開催時、いきいき百歳体操の活動グループ等に対し、介護予防推進員養成講座の受講勧奨を行います。

（３）介護予防事業の充実【担当：高齢福祉室】

ア介護予防に関する相談会やパネル展示など、民間企業等と連携しながら推進します。

~~イ介護予防の取組については、民間企業等との連携の下、ICT を活用した効果的・効率的な運営をめざします。~~

イウ介護予防事業の評価を行い、~~ＰＤＣＡサイクルに基づき、各種データから介護予防事業の評価を行い、~~より多くの市民が事業に参加できるよう、開催場所や運営方法等の見直しを図ります。

ウ㊡高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についての事業評価を実施し、課題に応じて介護予防事業とも連動させた取組を展開します。

未来（2050 年）を見据えた第 10 期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。

施策の方向	施策の展開	理想像	指標	第９期実績	第 10 期目標		
				2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
1	(1) (2)	①	生きがいがある高齢者★	67.2%	－	70.0%	－
1	(1) (2)	①	高齢者生きがい活動センター 利用者数	49,532 人	人	人	人
1	(2)	②	地区公民館主催講座 延べ受講者数（一年度）	43,152 人	43,238 人	43,281 人	43,324 人
1	(2)	④	シルバー人材センター会員数	1,969 人	人	人	人
1	(3)	① ③	なんらかの地域活動に参加している人の割合★	72.0%	－	75.0%	－
2	(1)	⑤	市民体育館でのシニアスポーツ教室参加者数（60 歳以上）	2,728 人	2,900 人	2,900 人	2,900 人
2	(2)	⑥	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	件	1,035 件	1,035 件	1,035 件
2	(4)	⑦ ⑧	オーラルフレイルの認知度★	24.1%	－	35.0%	－
2	(5)	⑦ ⑧	フレイルの認知度★	34.4%	－	46.0%	－
3	(1)	⑦ ⑧ ⑨	介護予防事業の認知度 高齢者★	41.5%		45.0%	
3	(2)	⑦ ⑧	ひろば de 体操　実施箇所数	21 か所	22 か所	23 か所	24 か所
3	(2)	⑦ ⑧	いきいき百歳体操 実施グループ数 参加者数（活動支援１回目）	184 グループ 2,457 人	203 グループ 2,577 人	211 グループ 2,657 人	219 グループ 2,737 人
3	(2)	⑦ ⑧	介護予防推進員　登録者数	116 人	156 人	176 人	196 人

施策の方向	施策の展開	理想像	指標	第９期実績	第 10 期目標		
				2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
3	(3)	⑨	75 歳～84 歳の高齢者の 要支援・要介護認定率	33.0%	32.0%以下	32.0%以下	32.0%以下
~~3~~	~~(3)~~	~~⑨~~	~~85 歳以上高齢者の 要支援・要介護認定率~~	~~63.0%~~	~~61.0%以下~~	~~61.0%以下~~	~~61.0%以下~~

基本目標２　地域における支援体制の充実

未来（2050 年）の吹田の理想像

① 地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの中核的な機関としての機能を果たしています
② より地域に密着したところで相談支援が実施されています
③ 高齢者を地域で見守る体制と高齢者の状態に応じた包括的なケアを行える体制が構築されています
④ 高齢者自身が、生活支援の担い手として活動し、地域で支え合う関係ができています
⑤ 在宅医療と介護の連携や、在宅医療推進のための環境づくりが進み、医療機関と介護保険サービス事業者などのネットワークができています
⑥ 医療と介護が両方必要な状態になっても、最期まで自分らしい暮らしができています
⑦ 在宅療養等に関する啓発や情報発信、相談支援が充実し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の定着が図られています

理想像に近づくための施策の方向

施策の方向１　地域包括支援センターの適切な運営と機能強化

▸高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの適切な運営及び機能の充実を図るとともに、関係機関やその他の相談窓口との連携を強化します。

施策の方向２　地域での支え合い機能の強化

▸地域の団体や民間企業、NPO、ボランティアなどの地域の多様な主体とも連携し、重層的なネットワークの構築を進めます。

施策の方向３　在宅医療と介護の連携の推進

▸在宅療養支援に関わる医療機関と介護保険サービス事業者等の関係者の連携や顔の見える関係づくりを推進することで、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携の仕組みづくりや在宅医療の環境づくりを推進します。

▸在宅医療と介護の連携や終末期医療、看取りについて市民に広く啓発し、在宅療養を推進します。

施策の方向１　地域包括支援センターの適切な運営と機能強化

施策の展開

（１）地域包括支援センターの適切な運営と機能強化

【担当：高齢福祉室】

重点取組

ア引き続き地域包括支援センター間の役割分担及び情報共有、連携強化を進めます。
イ日常的な会議や研修を通じて、職員のスキルアップやフォロー体制の充実等、業務負担軽減について継続的に取り組みます。
ウ市は、各地域包括支援センターの運営が適切かつ公平・公正に行われているかなどの点検・評価を行い、その結果を公表します。すべてのセンターが地域に根ざした、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たせるよう、後方支援・総合調整を実施します。
エ地域ケア会議では、関係機関が集まり、援助を必要とする高齢者及びその家族に対し、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供や関係機関のネットワークの構築を進めるため、事例検討等による地域課題の把握や、解決策の検討に基づいた地域づくり活動に取り組みます。
オ地域ケア会議とすいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）との連動を進め、多方面からのネットワークづくりを進めます。

（２）相談窓口の周知・充実【担当：高齢福祉室】

重点取組

ア各地域包括支援センターが地域活動や圏域の民間事業所との連携を強化し、地域に根ざした特色ある活動で市民に身近な総合相談窓口としての機能を発揮します。
イ地域包括支援センターが市民にとってより身近な存在になるよう、出前講座~~、認知症サポーター養成講座~~等の場を活用するとともに、さまざまな機会を通じてちらし等を配布するなど、周知に努めます。

施策の方向２　地域での支え合い機能の強化

施策の展開

（１）相談支援の充実　~~相談支援の連携体制の構築~~

【担当：福祉総務室・生活福祉室・高齢福祉室・障がい福祉室、
関連：家庭児童相談室・教育センター・青少年室】

重点取組

ア相談者の属性や世代に関わらず多世代からの相談を受け止め、複合的な課題を抱える世帯全体への支援のために、地域包括支援センターが関係機関と組織的に連携し、課題解決や家族介護者への支援に取組みます。~~重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題を抱える世帯全体への支援について、地域包括支援センターが関係機関と組織的に連携し、課題解決や介護家族者への支援に取り組みます。~~

イ吹田市社会福祉協議会と協力して重層的支援体制整備事業に取り組み、複数の支援事業を各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施することで、市の支援機関や地域団体等と連携し、課題を抱える世帯への包括的な支援体制の構築を図ります。~~社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に設置しているコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）は、地域密着の生活・福祉の相談員として、悩みごとなどを抱えた住民の話を聞く個別支援と地域福祉活動の活性化や必要な仕組みの開発を行っています。重層的支援体制整備事業の進捗に合わせて、ＣＳＷの機能強化を進めるとともに認知度向上を図ります。~~

ウ生活困窮者自立支援センターにおける相談支援を引き続き主としながら、8050 問題にも関連するひきこもりに関するネットワーク会議がより機能するよう、関係機関等との連携を強化します。

エ高齢障がい者がサービスを利用しやすいよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター等が連携し、各制度を十分に活用できる体制を整え、支援に取り組みます。また、地域自立支援協議会において関係機関を含めた会議を開催し、他機関連携の強化を図ります。

オ頼れる身寄りがいない高齢者に対する支援については、国の動向を注視しながら内容の在り方を検討します。また、地域包括支援センター・障がい者相談支援センター・くらしサポートセンターすいた、CSW など、相談者が抱える生活課題に応じて、適切な支援機関が相談に応じていきます。

~~オヤングケアラーやダブルケア等の多様な世代の家族介護者について、地域包括支援センターが関係機関と連携し、適切な制度につなぐ支援に取り組みます。~~

（２）地域における支え合い活動への支援

【担当：福祉総務室・高齢福祉室、関連：救急救助室・水道部総務室】

ア概ね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織である地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動（ふれあい昼食会やいきいきサロン等）が、地域の実情に応じて継続できるよう必要な支援に取り組みます。~~社会福祉法人吹田市社会~~

~~福祉協議会の地区福祉委員会は、おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内３３委員会が設置されています。ふれあい昼食会やいきいきサロン等、地域の実情に合わせた活動が継続でき、さらに活性化するよう必要な支援に取り組みます。~~

イ民生委員・児童委員と連携し、~~は地域住民の相談に応じ、行政などの関係機関につなげる役割を担うほか、安心・安全カードを活用し、~~高齢者世帯の見守り活動に取り組みます。また、学生ボランティアも含め新たな担い手確保等の課題解消に向けて必要な支援に引き続き取り組みます。

ウ一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会を通じ、ひとり暮らし高齢者等を訪問して日常生活の状況把握を行い、孤独感の解消と地域社会との交流を深める活動を支援します。~~ため、引き続き高齢者友愛訪問活動を実施します~~。

エ高齢者見守り活動協力事業者との連携による見守り体制づくりとして、郵便局や宅配業者、介護保険サービス事業者等、日ごろ、高齢者と関わりのある民間事業者にも日常業務を通じて見守り活動に協力してもらえるよう事業周知を進めます。

オ高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、民間企業や団体等が実施している生活支援サービス情報等の地域のインフォーマルサービス情報を集約し、~~すいた年輪サポートなびで~~情報提供を行います。

＜想定事業量＞

高 連 事業者数（年度末実績）				

確認中

（３）生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりの推進

【担当：高齢福祉室、関連：福祉総務室】

ア広域型生活支援コーディネーターや地域型生活支援コーディネーターが、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター、地域住民等と協働し、地域活動の展開を促進できる取組や、身近な地域での支え合いの検討を進めます。~~広域型生活支援コーディネーターが、地域型生活支援コーディネーターや地域住民等、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、地域包括支援センターと協働して、地域活動の創出をめざす取組を進めます。~~

イすいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）の構成団体と委員、広域型生活支援コーディネーター、地域型生活支援コーディネーターが協働で、ボランティアの養成講座や研修を開催し、積極的にアクティブシニアに参加を呼びかけていきます。

~~ウ地域型生活支援コーディネーターが、地域活動やアクティブシニアの活躍の場の展開を促進できる環境の整備をめざします。また、広域型生活支援コーディネーター、地域型生活支援コーディネーターと情報を共有し、身近な地域での支え合いを進めます。~~

エ地域づくり・資源開発について、地域ケア会議と連動し、双方向による取組を進めるとともに、情報やネットワークを共有し、資源の充実を図ります。

オ地域の特性に応じた地域活動等への参加を促進するために、生活支援体制整備に関する取組や市民周知を進めます。

施策の方向３　在宅医療と介護の連携の推進

施策の展開

（１）在宅療養を支えていくための連携体制の推進

【担当：高齢福祉室・保健医療総務室・救急救助室】

重点取組

ア医療と介護の連携した対応が求められる必要な４つの場面「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」に応じた目指すべき姿を設定し、各場面をテーマとして、医療・介護関係者を対象とした多職種連携研修会を実施します。

イケアマネジャー等が業務に必要な知識が得られるよう、ケアマネ塾やケアマネ懇談会を開催します。

ウ人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の基本的な概念や具体的な支援方法について、医療・介護関係者に対する理解促進の取組を実施します。また、医療介護関係者向け人生会議研修会を開催します。

エ医療関係者に対する在宅医療への理解促進について取組を実施します。

オ介護施設の協力医療機関の確保状況について、リスト化し実態把握をします。

カ~~オ~~医療・介護関係者間の連携の課題を明確にし、課題に対する対応策の検討を進めます。~~医療・介護関係者等が利用者等の情報を共有し、切れ目のない在宅医療と介護保険サービスの提供体制構築を図るための活用ツールの利用状況を把握し、効果的なツールに見直しを進めます。~~

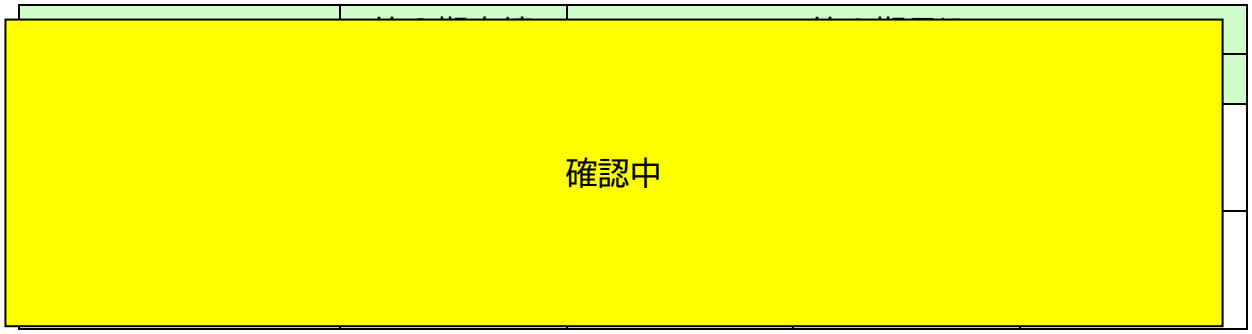
キ~~カ~~介護関係者や関係機関と市の連絡サイト~~の吹田市ケア倶楽部~~において、医療・介護等の情報発信を行い、情報共有を促進します。

ク~~キ~~在宅療養者に対する必要な医療が提供できるよう、かかりつけ医の定着促進や急変時に後方支援を行う医療機関の充実、連携強化等の取組を実施します。

ケ~~ク~~地域包括支援センターが在宅医療・介護連携を支援する相談窓口となり、相談内容から課題を抽出し、対応策を検討するほか、医療機関との意見交換会等を開催します。~~ことで、医療介護関係者の連携体制の充実を図ります。~~

コ~~ケ~~救急現場において、人生会議に基づく心肺蘇生の実施を望まない意思を示された事案について、医療・介護関係者と連携し、本人や家族の意思に沿った救急活動の体制を整理します。また、豊能地域救急メディカルコントロール協議会の検証会議で検証・評価を行い、適宜運用の見直しを検討します。

＜想定事業量＞



（２）在宅療養等についての市民啓発の推進

【担当：高齢福祉室・保健医療総務室、関連：救急救助室・中央図書館】

重点取組

ア在宅療養や看取り、適切なサービス利用等についての理解を深める市民啓発を進めます。また、啓発方法や内容を工夫するとともに、医療・介護関係者による主体的な市民啓発の展開を促します。

イ在宅医療についての理解の促進や、かかりつけ医等を持つこと、病床の機能分化と連携を踏まえた適切な受診行動の推奨、人生会議の推進等、市民の医療に対する意識の醸成を図ります。

ウ在宅療養に関する出前講座を実施するとともに、認知症や介護予防などの出前講座を行う際に在宅療養についても触れるなど、在宅療養への理解を進めます。

エ~~市立図書館において、在宅療養に関する情報を掲載した図書館パスファインダーを周知し、関連書籍の貸し出しを行います。~~

オエンディングノートについて、各地域包括支援センターや~~いきいき百歳体操のフォロー講座で配布、~~医療機関への配架等を通じて普及します。

カ市内の医療・介護資源、生活サポート情報に関する市民への啓発を、継続して実施します。~~をすいた年輪サポートなびにおいて提供します。また、関係機関によるすいた年輪サポートなびの活用を進めます。~~

＜想定事業量＞

	第８期実績	第９期見込み		
在宅				
地域				
累積延べ参加者数				

確認中

未来（2050 年）を見据えた第 10 期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。

施策の方向	施策の展開	理想像	指標	第９期実績	第９期目標		
				2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
1	(2)	① ②	地域包括支援センターの認知度★	46.3%	－	50.0%	－
2	(1)	③	地域包括支援センターの相談件数	34,133 件	37,615 件	39,356 件	41,097 件
2	(1)	③	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談件数	1,690 件	1,750 件	1,780 件	1,810 件
2	(2)	④	小地域ネットワーク活動の延参加者数	64,952 件	65,250 件	65,550 件	65,700 件
2	(2) (3)	④	いきいきした地域づくり活動に企画・運営として「参加意向がある」高齢者★	32.4%	－	40.0%	－
3	(1)	⑤	医療と介護の連携状況の満足度（介護保険サービスにかかる事業所実態調査より）	63.8%	－	70.0%	－
3	(1)	⑤ ⑥	入院時情報連携加算件数	1,536 件	1,562 件	1,575 件	1,588 件
3	(1)	⑤	退院退所加算件数	631 件	673 件	694 件	715 件
3	(1)	⑤	在宅療養支援診療所数	72 か所	72 か所	72 か所	72 か所
3	(2)	⑦	かかりつけ医のいる高齢者★	80.1%	－	85.0%	－
3	(2)	⑦	かかりつけ歯科医のいる高齢者★	77.1%	－	80.0%	－
3	(2)	⑦	かかりつけ薬局を決めている高齢者★	64.0%	－	70.0%	－
3	(2)	⑥	人生の最終段階における医療について話し合ったことがある高齢者★	45.0%	－	47.0%	－

基本目標 3　認知症施策の推進

未来（2050 年）の吹田の理想像

① 身近なところで支援の情報を得ることができています
② 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れが周知できています
③ 認知症の人を地域全体で見守り支えています
④ 認知症の早期発見・早期対応ができ、必要な医療や介護保険サービスにつながっています
⑤ 認知症に対する正しい理解が深まり、見守り・声かけや居場所づくりなどの活動に取り組んでいます
⑥ 身近な地域で相談し、集える場所が確保されています
⑦ 連携支援や、相談機能などが充実し、住み慣れた地域での暮らしを支えることができています

理想像に近づくための施策の方向

施策の方向１　認知症についての啓発

▸認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、啓発活動に努めます。

施策の方向２　認知症の人とその家族への支援

▸若年性認知症の人を含む、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症についての情報提供や適切な支援を行うとともに、認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。また、介護保険サービス事業者の専門的な相談支援などの実施に向けた働きかけを行います。

施策の方向３　効果的な支援体制の構築とケア向上の取組の推進

▸住民や事業者との連携により、認知症の人を見守り支え合う地域づくりを進めます。
▸認知症の人を見守り支え合う地域づくりの支援や認知症対応能力向上の取組への支援を行います。

施策の方向１　認知症についての啓発

施策の展開

（１）身近な場所での認知症の情報の周知

【担当：高齢福祉室、関連：中央図書館】

重点取組

ア地域包括支援センターでのちらしの配布やホームページ、市報等のほか、認知症月間~~世界アルツハイマー月間~~の機会の活用等、多様な方法で引き続き情報発信します。

イ地域包括支援センターが若年性認知症の人も含めた相談窓口であることを、市報やホームページ、認知症ケアパスを通じて周知するとともに、医療機関との連携を進めます。

ウ認知症ケアパスに認知症支援に特化した社会資源の情報も盛り込み、市民への情報発信を行います。

エ~~すいた年輪サポートなびにおいて、~~認知症の診断・対応等ができる医療機関の情報についての情報発信を行います。

オ地域包括支援センターの総合相談における認知症に関する相談から、認知症の人本人の声や様子を認知症地域支援推進員が集約し、認知症の人本人の意見を聞く機会や発信する仕組みづくりを進めます。

カ~~市立図書館や公民館等と連携し、認知症に関する情報を掲載した図書館パスファインダーの周知や関連書籍の展示、連続講座の開催など多様な方法で情報発信を行います。~~

（２）「新しい認知症観」の啓発【新】

【担当：高齢福祉室】

ア地域包括支援センターでのちらしの配布やホームページ、市報等のほか、世界アルツハイマー月間の機会の活用等、多様な方法で周知します。

イ市民や大学生、小・中学生、民間企業など、様々な人に向けた認知症サポーター養成講座の開催を積極的に進め、認知症の理解と共に、「新しい認知症観」の普及を図ります。

ウ認知症キャラバン・メイトによる地域特性を生かした効果的な認知症サポーター養成講座の企画等を行い、認知症の正しい知識の普及を図ることができるよう支援します。

エ認知症ケアパスに「新しい認知症観」、認知症支援に特化した社会資源の情報も盛り込み、市民への情報発信を行います。

~~（２）認知症サポーターの養成~~

~~【担当：高齢福祉室、関連：人事室・消防本部・水道部総務室・学校教育部】~~

~~○市民や大学生、小・中学生、民間企業など、様々な人に向けた認知症サポーター養成講座の開催を積極的に進めます。~~

~~○認知症キャラバン・メイトによる地域特性を生かした効果的な認知症サポーター養成~~

~~講座の企画等を行い、認知症の正しい知識の普及を図ることができるよう支援します。~~

施策の方向２　認知症の人とその家族への支援

施策の展開

~~（１）早期発見・早期対応に向けた支援の充実~~

~~【担当：高齢福祉室、関連：成人保健課・国民健康保険課】~~

重点取組

~~○認知症の早期発見のため、さまざまな機会に認知症チェックリスト（簡易なチェックツール）や認知症ケアパスを積極的に活用します。~~

~~○ＩＣＴを活用した脳体力測定を実施する機会を持ち、気づきを促す取組を進めます。~~

（１~~２~~）認知症の人とその家族への支援の充実

【担当：高齢福祉室・障がい福祉室、関連：救急救助室・水道部総務室】

ア徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク、認知症老人徘徊感知機器の貸与（介護保険制度）の積極的な周知を図るとともに、認知症高齢者等支援対象者情報提供制度、運転免許自主返納等による支援対象者情報提供制度を活用します。

イ認知症の人の意思決定支援など、人権が守られるよう、地域包括支援センターと中核機関等の関係機関、多職種との連携により、各種制度利用の促進等に取り組みます。

ウ若年性認知症を含む認知症の人の意欲や能力に応じた社会参加の機会確保等に取り組みます。また、市内事業者等に対して、若年性認知症についての理解促進が図られるよう啓発を行います。

エ若年性認知症の人の就労等の支援に資するため大阪府が実施する「若年性認知症就労支援等に係る連携強化研修等事業」において作成する「大阪府若年性認知症支援ハンドブック（仮称）」の掲載内容等について、若年性認知症の人への支援に関わる障がい分野の関係機関として参画し、検討を行います。~~障がい者相談支援センター（６か所）において、若年性認知症の方への支援ガイドブックやコールセンターのパンフレットを設置し、周知を行います。また、地域包括支援センターと障がい者相談支援センターの連携を図ります。~~

（２）多様な社会参加の確保【新】

【担当：高齢福祉室・障がい福祉室】

重点取組

ア若年性認知症を含む認知症の人の意欲や能力に応じた社会参加の機会確保等に取り組みます。また、市内事業者等に対して、若年性認知症についての理解促進が図られるよう啓発を行います。

イ認知症の人や家族等が出会い、交流し、互いに支え合う活動を支援するため、認知症カフェ等の推進を図ります。

ウ認知症カフェについて、ちらしの配布やホームページへの掲載などの広報を行うほか、地域包括支援センター等とも連携し、必要な人が認知症カフェ等につながるよう、社会参加の機会の確保に取り組みます。
エ若年性認知症も含めた認知症の人やその家族などが、誰もが気軽に集まって交流ができる居場所である認知症カフェへの後方支援を行います。

（３）適切な意思決定支援【新】

【担当：高齢福祉室・福祉総務室】

ア認知症の人の意思決定支援など、人権が守られるよう、地域包括支援センターとけんりサポートすいた等の関係機関、多職種との連携により、各種制度利用の促進等に取り組みます。
イ医療・介護の現場に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について活用促進を図ります。
ウ認知症の当事者や家族に対して、意思決定支援の重要性の理解増進を図るとともに、意思決定支援等に関する情報提供を促進します。

~~（３）身近な地域での相談や集える場所の確保【担当：高齢福祉室】~~

~~㋐認知症カフェについて、ちらしの配布やホームページへの掲載などの広報を行うほか、地域包括支援センター等とも連携し、必要な人が認知症カフェ等につながるよう、社会参加の機会の確保に取り組みます。~~
~~㋑認知症高齢者グループホームや介護老人福祉施設などの介護事業者が有する知識や人材、経験等を生かし、地域において在宅で生活する認知症の人やその家族に対し、介護方法などに関する専門的な支援や相談を行ってもらえるよう、事業者に対して働きかけます。~~

施策の方向３　効果的な支援体制の構築とケア向上の取組の推進

施策の展開

（１）地域における見守り体制構築に向けた支援【担当：高齢福祉室】 重点取組

ア認知症地域サポートとして、単一自治会やマンション単位等の小規模な徘徊高齢者捜索模擬訓練の実施に向けて、市報等で訓練の啓発を行うとともに、訓練を通じた地域ネットワークの構築を推進します。

イ市内事業者に対して、認知症バリアフリー社会の実現に向けて作成された手引きの周知を行い、事業者における主体的な取組の促進を図ります。

（２）チームオレンジ等への活動支援【担当：高齢福祉室】 重点取組

ア認知症の人や家族のニーズを認知症サポーターや多様な支援者とつなぐ仕組みであるチームオレンジの構築を推進します。

イチームオレンジの設置のため、認知症サポーターステップアップ講座を引き続き開催します。

ウ地域包括支援センターが認知症サポーターの主体的な活動を支援するため、認知症サポーターのネットワークづくりや活動に関する情報提供、活動の場との橋渡しを行います。

エ地域包括支援センターの総合相談における認知症に関する相談から、認知症の人本人の声や様子を認知症地域支援推進員が集約し、認知症の人本人の意見を聞く機会や発信する仕組みづくりを進めます。

コラム掲載
認知症本人インタビューについて
（内容は検討中）

（３）サービス提供体制と連携体制の整備【担当：福祉指導監査室・高齢福祉室】

ア認知症疾患医療センター等の専門医療機関とも連携し、効果的な連携体制の構築に取り組みます。

イ認知症支援に係る医療介護連携の取組を地域包括支援センターや認知症地域支援推進員とともに進めます。

ウ介護従事者の認知対応力の向上が図られるよう、全事業所に義務化された介護従者の認知症介護基礎研修受講の状況を確認し、受講できていない事業所に対し受講するよう指導します。

エ病院等における認知症の人への対応や研修等の現状を把握し、医師や看護師等に対し

て認知症サポート医との連携による研修等を行います。
オ認知症初期集中支援チームと支援機関等で役割分担を行い、複雑な課題を有している支援困難ケースを支援します。また、認知症初期集中支援チームから介護関係者等に早期につなぐことで、地域における医療と介護が連携した認知症の人への対応力を強化します。
カ認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスの情報更新と普及・啓発に取り組みます。

重点取組

~~（３）認知症初期集中支援チームによる取組の推進~~ ~~【担当：高齢福祉室】~~

~~ア認知症初期集中支援チームと支援機関等で役割分担を行い、複雑な課題を有している支援困難ケースを支援します。また、認知症初期集中支援チームから介護関係者等に早期につなぐことで、地域における医療と介護が連携した認知症の人への対応力を強化します。~~
~~イ認知症初期集中支援チームについて、認知症初期の支援を包括的・集中的に行い、本人の望む生活を支援するため、外部有識者による公正・適切な業務運営の評価を行い、その結果を公表します。~~

~~（４）認知症地域支援推進員による取組の推進~~ ~~【担当：高齢福祉室】~~

重点取組

~~ア病院等における認知症の人への対応や研修等の現状を把握し、医師や看護師等に対して認知症サポート医との連携による研修等を行います。~~
~~イ若年性認知症も含めた認知症の人やその家族などが、誰もが気軽に集まって交流ができる居場所である認知症カフェへの後方支援を行います。~~
~~ウ認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスの情報更新と普及・啓発に取り組みます。~~
~~エ認知症高齢者グループホームと協働した取組の検討・認知症の人本人の意見を聞く機会の検討を行うとともに、ニーズに合った支援の検討を行います。~~
~~オ認知症地域支援推進員について、認知症の人が容態の変化に応じ必要な医療・介護保険サービス等を効果的に受けられる体制のために、外部有識者による公正・適切な業務運営の評価を行い、その結果を公表します。~~
~~カ認知症疾患医療センター等の専門医療機関とも連携し、効果的な連携体制の構築に取り組みます。~~

~~（５）支援体制の質の向上~~ ~~【担当：福祉指導監査室・高齢福祉室】~~

~~ア介護従事者の認知症対応力の向上が図られるよう、全事業所に義務化された介護従事者の認知症介護基礎研修受講の状況を確認し、受講できていない事業所に対し受講するよう指導します。~~

~~イ認知症支援に係る医療介護連携の取組を地域包括支援センターや認知症地域支援推進員とともに進めます。~~

未来（2050 年）を見据えた第 10 期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。

施策の方向	施策の展開	理想像	指標	第９期実績	第 10 期目標		
				2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
1	(1)	① ② ③	認知症に関する相談窓口の認知度★	33.6%	－	35.0%	－
1	(2)	⑤	「新しい認知症観」の認知度★	5.2%	－	8.0%	－
1	(2)	③ ⑤	認知症サポーター養成講座受講者数（年度末累積）	32,786 人	39,736 人	42,006 人	44,276 人
~~2~~	~~(1)~~	~~③~~	~~みまもりあいアプリダウンロード数~~	~~12,551 件※~~	~~14,400 件~~	~~16,100 件~~	~~17,800 件~~
2	(2)	⑥	認知症カフェがある中学校区数	13 校区※	18 校区	18 校区	18 校区
3	(2)	③ ⑤ ⑦	チームオレンジ設置数	4 件	6 件	15 件	15 件
3	(3)	④	認知症初期集中支援チームが医療介護保険サービスにつないだ割合	98.0%	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上

基本目標４　生活支援・介護保険サービスの充実

未来（2050 年）の吹田の理想像

① 自立支援型ケアマネジメントの考え方が浸透・定着しています
② 在宅での安心した生活の確保が図られています
③ 安心して暮らせる在宅福祉サービス等を提供し、地域での自立した暮らしを支えています
④ 家族介護者の負担や不安が軽減しています
⑤ 介護保険制度に関する情報提供や低所得者支援が充実し、安心して必要な介護保険サービスを利用できています
⑥ 介護保険サービスの継続的な質の向上と介護保険制度の持続可能な運営が図られています
⑦ 介護が必要な状態になっても、必要なサービスを受けながら住み慣れた地域で暮らすことができています

理想像に近づくための施策の方向

施策の方向１　自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着

▸自立支援型ケアマネジメントの浸透･定着を図り、自立支援型ケアマネジメントの考え方に基づいて、利用者本人の気持ちを尊重し、残存能力を引き出せるようなケアプランをめざします。

施策の方向２　高齢者安心・自信サポート事業の充実

▸現行の訪問型･通所型サポートサービスに加え、多様な担い手や住民主体によるサービスの拡充に向けた検討を行います。

施策の方向３　在宅高齢者と家族介護者への支援

▸高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、必要な在宅福祉サービス等を提供します。
▸高齢者の介護に携わる家族の負担軽減のための支援及び介護離職防止に向けた取組を推進します。

施策の方向４　介護保険サービス利用者の支援の充実

▸介護保険サービスを必要とする人が安心して利用できるよう、介護保険制度に関する情報提供の充実を図ります。また、所得を理由に介護保険サービスの利用が制限されることのないよう、低所得者への支援を行います。

施策の方向５　介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進

▸介護人材確保策を推進し、介護人材の確保・定着とサービスの質の向上に取り組むとともに、介護給付適正化を計画的に実施することで、介護保険制度の持続可能性を確保します。
▸介護保険施設に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者の解消及び家族の介護を理由とした離職の防止をめざし、介護保険サービスの必要量について整備目標を設定し、サービス提供体制の充実に努めます。

施策の方向１　自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着

施策の展開

（１）自立支援型ケアマネジメントの啓発【担当：高齢福祉室】

ア自立支援型ケアマネジメントを実践した当事者の発表や、当事者同士が交流できる機会を設ける等、自立支援型ケアマネジメントについて市民向けの意識啓発を行います。

イ高齢者自身がはつらつ元気手帳を活用し、基本チェックリストによる生活機能低下の自己チェック、生活目標や介護予防に資する活動を記載することで、セルフマネジメントの促進を図ります。またその内容を家族や支援者等と共有することでモチベーションの維持向上につなげます。

ウ高齢者安心・自信サポート事業において、~~自立支援・重度化防止につながる取組を行った~~事業所（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所）に対して、自立支援・重度化防止につながる取組について周知します。~~評価する広報インセンティブ付与に関する事業を実施します。~~

（２）自立支援型ケアマネジメントの事業者への浸透・定着

【担当：高齢福祉室】

重点取組

ア自立支援・重度化防止の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに、引き続き自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を行います。

~~イ介護支援専門員資質向上研修の際に、自立支援型ケアマネジメントの十分な理解の促進も図られるよう努めます。~~

イ~~ウ~~多職種が協働して、事例検討による自立支援型ケアマネジメント会議を継続して実施し、自立支援に資するケアマネジメント実践の定着と充実を図り、介護予防・重度化防止をめざします。

＜想定事業量＞

確認中				

施策の方向２　高齢者安心・自信サポート事業の充実

施策の展開

（１）多様な主体による生活支援の充実に向けた支援【担当：高齢福祉室】

ア高齢者安心・自信サポート事業において、引き続き、~~従来の介護予防訪問介護と同等サービスである~~訪問型サポートサービス~~や生活行為の回復・向上に重点を置いた訪問型短期集中サポートサービス~~を実施します。

イ高齢者の生活支援に向けて、多様な主体による生活支援・介護予防サービス等の提供体制の構築に努めます。~~サービスの多様化・充実に向けて、安価な費用で生活援助を行う訪問型サービスＡの構築等に努めます。~~

（２）通いの場の充実に向けた支援【担当：高齢福祉室】

ア高齢者安心・自信サポート事業において、引き続き、~~従来の介護予防通所介護と同等サービスである~~通所型サポートサービスを実施します。

イ通いの場の充実や多様化を推進します。~~訪問型短期集中サポートサービスの中で実施する通所型サポートサービスにおいて、多職種連携による支援の充実や多様化を推進します。~~

施策の方向３　在宅高齢者と家族介護者への支援

施策の展開

（１）自立した在宅生活への支援

【担当：~~福祉総務室→~~高齢福祉室・事業課・水道部総務室、関連：地域経済振興室・~~救急救助室~~】

~~ア高齢者が安全に在宅生活を継続できるよう、介護保険サービスとは別に、市独自で緊~~急通報システム事業、~~安心サポート収集高齢者日常生活用具給付事業、救急医療情報キット配布事業、~~高齢者世帯声かけサービス等を実施します。

イ高齢者の在宅生活を支援するために、介護保険サービスとは別に、市独自で高齢者訪問理美容サービス事業、はり・きゅうマッサージクーポン券事業、高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル）、安心サポート収集を実施します。

ウ通院を必要とする要介護認定者等に対して通院困難者タクシークーポン券事業を実施します。また、高齢者の外出のための支援策をまとめたリーフレットを活用し、さまざまな移動支援サービスの周知を図ります。

~~エおおむね小学校区単位で地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動を補助することにより、地域住民の交流の機会や居場所を確保し、孤独・孤立の防止を図ります。~~

（２）家族介護者への支援の充実

重点取組

【担当：人権政策室・男女共同参画センター・高齢福祉室】

ア介護用品支給事業、高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル）、徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク等の高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに、事業周知に努め、在宅での生活が継続できるよう支援します。

イ地域包括支援センターは、介護者が抱える不安の解消に向け、気軽に相談できる窓口として機能するとともに、広く男性も参加しやすい地域活動の展開を支援する等、工夫に取り組みます。

ウ男女共同参画センターでは、男性介護者への支援につながる取組として、男性向け家事講座を実施しているほか、人間関係や日常生活への悩み・不安を相談できる、男性のための相談窓口を開設しており、市報・ホームページ・SNS 等を活用して周知します。

（３）介護離職防止に向けた取組の推進

重点取組

【担当：人権政策室・男女共同参画センター・地域経済振興室・高齢福祉室】

ア複合的な課題を抱える世帯全体への支援も含め、離職防止の支援も視野に地域包括支援センターが関係機関と連携して課題解決のため重層的に取り組みます。~~重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題を抱える世帯全体への支援も含め、離職防止の支援も視野に地域包括支援センターが関係機関と連携して課題解決に取り組みます。~~

イ労働者にとって育児・介護休業を取得しやすい環境整備が進むよう、事業者向けセミナーを開催し、制度などの周知を図ります。

ウ市民及び市内の事業者に対して、仕事と介護の両立の支援を含むワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発や講座を実施します。

施策の方向４　介護保険サービス利用者の支援の充実

施策の展開

（１）介護保険制度の情報提供の充実【担当：高齢福祉室、関連：福祉指導監査室】

ア吹田市介護保険に関する冊子「介護と予防」の普及・啓発に努めるとともに、３年に一度の介護保険制度改正年度には、外国語版や点字版、音声版を作成します。

イ出前講座等を通じて、地域包括支援センター等が介護保険制度の周知を図ります。~~ポータルサイトすいた年輪サポートなどの定期的な更新を行い、より鮮度の高い情報提供を行います。~~

（２）低所得者支援の充実【担当：高齢福祉室】

ア災害による大きな損害を受けた場合や失業・長期入院等で大きく収入が減少した場合など、介護保険料の納付や利用料の支払いが困難になった場合に介護保険料及び利用料の減免を行うとともに、制度の周知に努めます。また、課税状況や収入、資産等の一定の条件を満たす方に対しても、保険料及び利用料の軽減を行います。

イ利用者負担額の軽減を実施した社会福祉法人に対して軽減額の一部を助成することにより、利用者の負担軽減の促進を図ります。

施策の方向５　介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進

施策の展開

（１）介護人材確保策の推進

【担当：地域経済振興室・福祉指導監査室・高齢福祉室、関連：生活福祉室】

重点取組

ア資質の向上の取組として、介護人材の資質の向上と確保・定着を促進するため、職員の研修や資格取得に取り組む介護保険サービス事業者を支援します。

イ労働環境・処遇の改善の取組として、介護人材の確保、定着及び資質の向上に繋がるよう、介護職員処遇改善加算等の新規取得等を目指す介護保険サービス事業者を支援します。

ウ大阪府と連携し、介護現場における生産性向上業務の効率化・介護保険サービスの質の向上等を推進するため、事業者に対して大阪府が実施する施策（介護ロボットやＩＣＴの活用、外国人材を含めた介護人材の確保・定着等）の周知等を行います。

エ人材の参入促進として、幅広い世代の多様な人材の参入を促進するため、ハローワーク、就労支援機関ＪＯＢナビすいたと連携し、求職者と市内の介護保険サービス事業者とのマッチングを行う等、合同面接会や説明会、介護の仕事の魅力を発信するセミナー等を行います。

オＪＯＢナビすいたにおいて、市内介護事業者を中心に求人情報を常に求職者へ情報提供し、随時職業紹介を実施するほか、就職支援講座として介護職員初任者研修を実施します。

カ北摂地域介護人材確保連絡会議において、地域における介護人材確保に関する情報提供、意見交換等を行うほか、吹田市介護保険事業者連絡会と協力し、介護フェアや市報等を通じて介護の仕事に対するイメージアップを図るなど、行政と関係機関が連携して介護人材の確保及び定着を促進します。

キ事業の効果検証と、介護人材に係る調査の結果を踏まえて、より効果的な介護人材確保策に取り組みます。

ク介護事業者の負担を軽減する取組として、新規指定・更新申請や加算に関する届出等をオンラインにて行うことができる電子申請・届出システムの周知に努め~~を導入し、~~、介護保険サービス事業者による活用を推進します。

ケ~~全ての介護保険サービス事業者に義務付けられているパワーハラスメントに関する方針の明確化及び相談体制の整備など~~適切なハラスメント対策が実施されているか~~運営指導等において~~確認と適切な指導を行うことにより、介護現場の環境改善を進めます。また、介護事業者へのカスタマーハラスメント防止の取組として、啓発ちらしによる周知を行います。

コ生活困窮者に対し、介護職員の研修や資格取得支援に関する情報提供を行います。

（２）介護保険サービスの質の向上と介護給付適正化

【担当：福祉指導監査室・高齢福祉室】

ア介護保険サービス事業者に対してから提出された自主点検表及び事故報告書並びに事業運営に関する記録等を基に運営指導や集団指導等を行い、介護保険制度に基づく適正な運営及びサービスの質の確保・向上を図ります。

イ吹田市介護保険事業者連絡会と共催で介護フェアを開催するなど、介護保険サービス事業所の活動への支援や連携、介護保険施設等への介護サービス相談員の派遣等を行い、サービスの質の向上につなげます。

ウ認定審査会及び認定調査で ICT を活用し、効率化を図ります。また、認定審査会において簡素化に取り組むほか、認定調査においては事務受託法人への委託等、要介護認定を遅滞なく適正に実施する体制及び手法を検討します。

＜想定事業量＞給付適正化の取組

確認中

ヒ人事業者への助言・指導等を行います。

（３）地域密着型サービス等の整備

【担当：高齢福祉室、関連：資産経営室】

重点取組

ア高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、介護離職の防止を含む家族等への支援につながるよう、地域密着型等の介護保険サービス基盤の維持に努めます。

イ地域密着型等の介護保険サービス基盤の維持のため、防災に向けた施設の改修等の補助を行います。

ウ中長期的な人口動態・医療ニーズや、住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況を踏まえ、介護老人保健施設や介護医療院等も含めた、本市が最適と考える介護保険サービス基盤の構築をめざします。

エ既存の施設の有効活用や、施設の老朽化に伴い建替え等が必要となった場合の支援のあり方についてもあわせて検討します。

未来（2050 年）を見据えた第 10 期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。「※」は 2022 年度末実績。

施策の方向	施策の展開	理想像	指標	第９期実績	第 10 期目標		
				2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
1	(1)	①	はつらつ元気手帳配布数	冊	1,570 冊	1,665 冊	1,760 冊
1	(2)	①	自立支援型ケアマネジメント研修会への事業者参加者数	事業所	23 事業所	27 事業所	31 事業所
3	(3)	④	介護を理由に退職した介護者★	10.5%	－	0%	－
4	(2)	⑤	「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」の実施申出をしている市内の社会福祉法人	51.7%	80.0%	100% 新規参入の法人は必須	100%
5	(1)	⑥	人材不足を感じている介護保険サービス事業所の割合（訪問介護員） 【吹田市介護保険サービスにかかる事業所・従業者実態調査】	71.1%	－	70.0%	－
5	(1)	⑥	人材不足を感じている介護保険サービス事業所の割合（介護職員） 【吹田市介護保険サービスにかかる事業所・従業者実態調査】	63.1%	－	50.6%	－
5	(2)	⑥	受けている介護保険サービスに満足している利用者の割合★ ※全体を通しての満足度	70.6%	－	70.0% 以上	－

基本目標５　安心・安全な暮らしの充実

未来（2050 年）の吹田の理想像

① 本人の希望や状況に応じた暮らしができています
② バリアフリーのまちづくりが進んでいます
③ 防災・防犯の取組が充実し、安心して暮らすことができています
④ 高齢者の権利が守られ、尊厳ある暮らしを送ることができています

理想像に近づくための施策の方向

施策の方向１　高齢者の住まいの安定確保に向けた支援

▸高齢者が、住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住まいの改修を支援します。また、所得や介護の必要性に応じ、適切な住まいを自身で選べるよう、情報提供や相談支援を行います。

施策の方向２　安心・安全な生活環境の推進

▸高齢者をはじめ、すべての人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを進めます。

施策の方向３　防災・防犯の取組の充実

▸災害時の安全対策として、自主防災組織等の地域の防災力の向上と、要援護者支援のための取組を進めます。消費者被害や特殊詐欺被害から市民を守るための啓発を進めるとともに、高齢者福祉施設等における防災・防犯の取組を推進します。

施策の方向４　権利擁護体制の充実

▸高齢者が尊厳ある暮らしを送ることができるよう、権利擁護の取組を進めます。

施策の方向１　高齢者の住まいの安定確保に向けた支援

施策の展開

（１）住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供

【担当：高齢福祉室・障がい福祉室・開発審査室、関連：住宅政策室】

ア住宅改修や福祉用具の貸与・販売等、高齢者の住まいのバリアフリーに関する取組を介護保険制度に沿って実施します。

イ住宅の耐震診断・設計・改修の補助を実施するとともに、補助制度などの周知に努めます。

ウ重度障がい者に方に対し、在宅生活が続けられるよう住宅改造の助成を行います。~~住宅改造の支援が行われるよう、引き続き申請者・関係機関・施工業者と密な連携を図ります。~~

（２）高齢者向け住まいの支援

【担当：生活福祉室・高齢福祉室・住宅政策室、関連：障がい福祉室】

重点取組

ア経済的困窮や社会的孤立などさまざまな生活課題を抱える高齢者に対し、社会福祉法人を中心とする居住支援団体と不動産事業者、市が連携して設立した吹田市居住支援協議会により、住まい探しの相談から入居後の生活支援まで、包括的かつ継続的な支援を行います。

~~イ　Ｏｓａｋａあんしん住まい推進協議会（大阪府居住支援協議会）が運営する大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムを活用し、入居しやすい民間賃貸住宅や居住支援活動を行う団体などの情報を提供し、高齢者の住まいに関する相談に対し適切に支援します。~~

イ~~ウ~~高齢者の家賃滞納時や必要に応じた住み替えの支援、ホームレスの定着支援をさらに推進します。

ウ~~エ~~シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者のニーズや生活状況に応じた生活援助に取り組みます。

（３）高齢者向け住まいの供給と質の確保・向上

【担当：福祉指導監査室・住宅政策室、関連：高齢福祉室】

アサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、関係部署間で連携を図りながら、集団指導及び立入検査等の実施により~~立入検査や集団指導を通じ、~~サービスの質の確保・向上を図ります。

イ民間住宅市場において住宅を自力で確保することが難しい世帯へのセーフティネット機能の核として、市営住宅の供給を行います。市営住宅の建替えに際しては、車いす常用者世帯向け住宅を供給するとともに、加齢や病気等による身体機能の制限の状況に応じて、低層階やエレベーター停止階への住み替え等により、安定した居住継続を

支援します。

ウ住生活基本計画に基づき、住宅確保要配慮者に対し、借上型市営住宅等への優先入居をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）、居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）の確保について促進します。

施策の方向２　安心・安全な生活環境の推進

施策の展開

（１）バリアフリー化の推進【担当：総務交通室・道路室】

ア 2026 年度に策定した吹田バリアフリー推進構想に基づき生活関連経路のバリアフリー整備を行います。

~~新たに、更なるバリアフリー事業の推進を目的とした、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想を策定します。~~

~~（２）交通安全の推進【担当：総務交通室】~~

~~㋐運転免許に関する相談に対しては、高齢者運転免許自主返納制度や、大阪府交通対策協議会による高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知を図るとともに、サポート制度への市内事業者の参画を得られるよう働きかけを行います。~~

施策の方向３　防災・防犯の取組の充実

施策の展開

（１）地域における防災力向上の推進【担当：危機管理室・福祉総務室】

ア地域の助け合いとなる「共助」の中心を担う自主防災組織の結成を引き続き促すため、自主防災組織に対して、その活動及び防災用資機材整備に要する経費に係る自主防災組織活動支援補助金の交付や、地域が主体となった防災訓練の実施に向けた支援を実施します。また、自主防災組織間での活動発表や情報共有・意見交換できる場を設定することで組織の活性化を図ります。

イ自主防災組織の高齢化などの課題については、地域防災リーダーの育成等に取り組むとともに、大規模災害を想定した組織間の連携強化も進めます。

ウ災害時要援護者名簿を適宜更新し、災害時要援護者を把握するとともに、災害時要援護者支援に関する協定を締結するなど、地域における支援体制の構築に取り組みます。~~災害時要援護者の名簿が、地域における避難支援体制等を行う体制づくりの推進に活用できるよう、地域支援組織と協定を締結して名簿を提供します。あわせて支援者向けハンドブックを配布する等、平常時から行う地域活動を支援します。~~

エ個別避難計画について、より実行性の高い避難支援につながるよう、市が福祉事業所や地域支援組織と連携して進めるなど、作成促進に取り組みます。~~個別避難計画の作成を市が福祉事業所や地域支援組織と連携して進めることで、地域内における支援体制を強化するとともに、より実行性の高い避難支援につながるよう取り組みます。~~

オ福祉避難所について、迅速かつ的確な開設と円滑な運営ができるよう、吹田市福祉避難所運営調整会議を活用するなど、関係施設とのより一層の連携を図ります。また、福祉避難所の役割などについて、市民への周知に努め、災害時に要配慮者の受入が円滑に進むよう取り組みます。~~福祉避難所について、迅速かつ的確な開設と円滑な運営ができるよう、吹田市福祉避難所運営調整会議において関係施設との協議に努め、より一層の連携を図ります。また、指定避難所と福祉避難所の違いや福祉避難所の役割などについて、市民への周知に努め、要配慮者の受入施設となるよう取り組みます。~~

（２）減災に向けた取組の推進【担当：危機管理室・高齢福祉室・安全管理室】

ア災害時における備えとして、携帯ラジオなどの日常持ち出し用品の準備や、食料、飲料水等の備蓄の準備、避難場所の確認等の取組に加え、家具や家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止するなど、減災の取組についての普及啓発を進めます。

イ~~家具等転倒防止器具設置助成、火災警報器の給付等、~~災害を防ぐための支援について、ちらしや市報等において周知に取り組むとともに、事業内容について適宜検討を進めていきます。

ウ住宅用火災警報器について、すべての世帯への設置に向け取り組むとともに、既に設置している場合は、定期的な作動点検や本体の交換などの維持管理を行うよう、普及・啓発に努めます。
エ地域での防災講座や訓練、イベント等を実施するとともに、ホームページや市報等を活用し、減災への取組について市民啓発に努めます。また、災害に関する情報収集の意識啓発を図ります。
オ LINE セグメント配信などの公式 SNS 等を活用した情報発信を継続的に実施します。また、携帯電話端末等で自ら情報を取得することが困難な方に対して、電話や FAX に風水害時の避難情報等を発信する災害情報自動配信サービス（登録制）の普及・登録促進に取り組みます。

（３）地域における防犯力向上の推進【担当：危機管理室】

ア高齢者に対する犯罪の傾向など犯罪状況や防犯対策の知識に触れる機会を提供し、防犯意識の高揚を目的とした防犯講座を実施します。
イ防犯カメラの設置状況の効果検証を行い、今後の必要設置台数、箇所を検討した上で地域の見守りの目を増やすことにより犯罪防止効果を高めます。
ウ吹田警察署と締結した「吹田市民を犯罪等から守るための連携協定」に基づき、吹田警察署と連携・協働して市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりの実現を図ります。

（４）消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の充実

【担当：市民相談室・高齢福祉室、関連：危機管理室】

重点取組

ア消費者被害や特殊詐欺の被害防止に向けた取組の充実を図ります。また、被害防止に向けた啓発講座を開催し、広く悪質商法・特殊詐欺の手口や対処について周知を図り、被害防止に努めます。
イ消費生活センター主催セミナー、地域派遣学習会やパネル展の開催の他、高齢者が集まる機会を捉えてワンポイントアドバイス等の啓発を行い、被害防止に努めます。
ウ吹田市特殊詐欺等被害防止対策連絡会議において、被害状況や手口などについて、庁内外の機関と情報共有及び啓発情報の発信を行います。
エ地域包括支援センターが、警察や消費生活センター等の関係機関や、高齢者の家族、高齢者の見守り活動を行っている民生委員・児童委員等と連携し、消費者被害の未然防止を図るための啓発を行う等、地域全体での高齢者の見守りに取り組みます。

（５）高齢者福祉施設等における防災・防犯・感染症対策への支援

【担当：危機管理室・福祉指導監査室・高齢福祉室・保健医療総務室・地域保健課】

重点取組

ア避難確保計画をもとに、~~要配慮者利用施設において避難確保計画の作成及び避難訓練~~

~~の実施が義務化されたことから、対象となる全施設において、避難確保計画の作成をめざします。また、~~高齢者福祉施設等が利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切な指導を行います。

イ災害発生時における利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進が図れるよう指導を行います。

ウ外部からの不審者の侵入に対する利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防犯マニュアルの作成や訓練の実施を行うよう注意喚起を図るとともに、防犯対策を強化するために必要な安全対策等を図れるよう支援を行います。

エ介護保険サービス事業所等が感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスの提供を継続するための業務継続計画の策定、研修の実施及び訓練の実施が行われているかを運営指導等の際に確認・指導します。

オ感染症に強い施設環境づくりを目的として、高齢者施設等を対象に、感染対策への知識及び技術の向上や施設間の連携等を内容とした研修会を実施します。また、希望施設に対して、直接出向き、感染対策に関する助言・支援を行います。さらに、施設での集団感染発生時には、施設調査を行うとともに、感染拡大防止に向け、保健所職員及び感染対策の専門である感染管理認定看護師等で構成する支援チームを派遣します。

カ介護施設等において、介護施設等における簡易陰圧装置の設置、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備及び介護施設等における多床室の個室化を実施する事業者に対して補助を行っていきます。

施策の方向４　権利擁護体制の充実

施策の展開

（１）高齢者虐待防止に向けた取組の推進

【担当：人権政策室・福祉指導監査室・高齢福祉室】

重点取組

ア養護者による高齢者虐待は支援が長期化する等、支援の内容は個別性が高い傾向があることから、地域全体で支援していくことを視野に、関係室課とも連携し、高齢者虐待に準じる複合的な課題を抱える事例への対応力を高めます。

イ市が養護者による高齢者虐待防止マニュアルの整備や地域包括支援センターの社会福祉士による会議等を開催し、適切に後方支援を行うことで、地域包括支援センターにおける相談支援のスキルアップに努めます。

ウ高齢者虐待の未然防止や早期発見、早期対応の重要性について、引き続き出前講座や地域ケア会議等での啓発に取り組み、地域や関係機関の協力のもと、高齢者虐待防止のネットワーク強化を図ります。

エ地域包括支援センター運営協議会等において、高齢者虐待に係る取組の状況を報告し、効果的な展開を図ります。

オ全ての介護保険サービス事業者に義務付けられている虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施等を運営指導等において確認・指導を行うことにより、介護施設従事者による虐待防止の実効性を高めます。

カ人権啓発推進協議会の活動において、小学校区ごとに設置している地区委員会を中心に、相談機関のパンフレット等を配布する啓発活動等を行います。

（２）成年後見制度の利用促進

【担当：福祉総務室・生活福祉室・高齢福祉室・障がい福祉室】

ア けんりサポートすいたと地域包括支援センター等が連携し、制度改正を視野に入れながら、制度の周知と利用促進に取り組みます。

~~令和６年度（2024 年度）設置予定の成年後見制度利用促進に係る中核機関と地域包括支援センター等が連携し、成年後見制度の周知と利用促進を始めとする高齢者の権利擁護について、重層的に取り組みます。~~

イ 認知症や知的障がい等により判断能力が十分でない人が住み慣れた地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助や金銭管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業について、利用待機者が解消されるよう、吹田市社会福祉協議会と連携して取組を進めます。

ウ 認知症の人や障がい者、その家族に対し、後見人等が実施する支援など、制度理解や利用促進を図るため、市報やホームページ等を活用しながら関係機関等と連携し、一層の普及・啓発に取り組みます。

未来（2050 年）を見据えた第 10 期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。

施策の方向	施策の展開	理想像	指標	第９期実績	第 10 期目標		
				2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
1	(2)	①	吹田市居住支援協議会の相談件数	121 件/年	150 件/年	175 件/年	200 件/年
2	(1)	②	バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	16.7 ㎞	17.4㎞	18.1㎞	18.8㎞
3	(1)	③	自主防災組織活動支援補助金活用率	90.1%	100%	100%	100%
3	(4)	①ア	悪質商法、特殊詐欺被害防止のための啓発講座	人	300 人	300 人	300 人
4	(1)	④	高齢者虐待について理解できていない介護者の割合★	13.7%	－	0%	－
4	(2)	④	成年後見制度認知度★	31.8%	－	40.0%	－
4	(2)	④	けんりサポートすいたの相談件数	件	2,880 件	3,120 件	3,600 件